

# KC's NEWS

ケーシーズ

NO.108(2024.7.25)

発行所:KC's 事務局〒540-0024 大阪市中央区  
南新町一丁目 2 番 4 号椿本ビル 5 階 502 号室  
TEL:06-6920-2911 FAX:06-6945-0730  
Email:info@kc-s.or.jp

より詳しくご覧になりたい方は  
当団体ウェブサイトへ。→  
<https://www.kc-s.or.jp/>



## 2024年度通常総会・総会記念シンポジウムを開催しました。

6月29日（土）マイドームおおさか8階 第1、第2会議室にて、2024年度消費者支援機構関西（KC's）の通常総会と記念シンポジウムを、会場とWeb会議システムを併用して開催しました。当日は「実出席」、「書面出席」、「委任出席」を合わせ、表決権総数113に対して101の表決権のもとで議事を行いました。全体司会は浅田奈津子理事が務めました。冒頭、西島秀向理事長から開会の挨拶があり、最近の消費者被害や消費者問題における今日的な課題、当団体の訴訟の活動などについて述べました。



開会挨拶を行う西島理事長

### ●2024年度通常総会

総会の議長に個人正会員の橋一亮さんが選任されました。議事録署名人は個人正会員の西田智子さん、及び西島秀向理事長のお二人が選任されました。



議案提案を行う小林事務局長

総会議案提案は、小林紀久子事務局長より第1号議案（2023年度事業報告承認の件）、第2号議案（2023年度決算承認の件）を提案し、2024年度事業計画、2024年度活動予算を報告しました。五條理事からは第1号議案の補足として、2件の被害回復訴訟について報告がありました。

続いて、藪野恒明監事より監査報告がありました。これを受け、採決に移り、全議案が可決されました。

被害回復訴訟について報告を行う五條理事



総会議長を務めていただいた個人正会員の橋様

採決の様子



【成立状況】

- 表決権総数 113：出席合計101（出席率89.3%）
- 団体正会員 13：出席合計 13（実出席7、書面出席4、委任出席2）
- 個人正会員 100：出席合計 88（実出席24、書面出席48、委任出席16）

【採決結果】

- 第1号議案 2023年度事業報告承認の件 賛成多数で可決
- 第2号議案 2023年度決算承認の件 賛成多数で可決

●総会記念シンポジウム「消費者法制のパラダイムシフトってなんだ?!」

通常総会終了後、内閣府消費者委員会の「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」にて議論が行われている、「消費者法制のパラダイムシフト」をテーマにシンポジウムが開催しました。冒頭に当団体副理事長の片山登志子さんからご挨拶がありました。

- 基調講演 鹿野 菜穂子氏 慶応義塾大学大学院法務研究科 教授  
内閣府消費者委員会委員長
- 報告 二之宮 義人 KC's 常任理事  
内閣府消費者委員会  
「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」委員、弁護士
- パネルディスカッション  
コーディネーター 二之宮 義人氏

パネリスト	鹿野 菜穂子氏
パネリスト	カライスコス・アントニオス氏 KC' s 理事 龍谷大学法学部 教授
パネリスト	片山 登志子氏 KC' s 副理事長 KC' s 双方向コミュニケーション研究会座長、弁護士

内閣府消費者委員会委員長の鹿野菜穂子さんによる基調講演では、これまでの消費者契約法の歩みや、そもそもなぜ今パラダイムシフトをする必要があるのかといったお話がありました。その後、上記の専門調査会委員で、当団体常任理事でもある二之宮義人さんによる調査会での論議状況やそれに対する受け止めについての報告が行われました。報告後は二之宮さんをコーディネーターに、鹿野さん、当団体理事のカライスコス・アントニオスさん、片山さんの三名をパネリストとするパネルディスカッションが行われました。



基調講演を行う鹿野委員長

カライスコスさんからは、EU 消費者法の展開と希望とのタイトルで、ヨーロッパと日本の消費者制度を比較した報告がありました。元々EUでも我が国との消費者法と近く特化型の内容となっていたところから、水平的、包括的な考え方で大幅な改正が行われているといったお話をいただきました。



カライスコス理事

鹿野さんからは消費者を守る包括的なルールを作っていくにあたり、司法と行政とをうまく組み合わせること、コストの問題や法の外の問題といったものもカバーしていくこと、そのための現在の適格消費者団体・特定適格消費者団体の役割を評価すると共に、今後の活動として、団体同士の相互連携、行政との連携、事業者との連携を深めることで、より幅広い対応を進めることが出来るのではないかとのお話がありました。

片山さんからはKC' s 双方向コミュニケーション研究会座長としての観点から、消費者と企業、互いにルールを知ってからでなければ健全な市場は成り立っていかないこと、そのために新たな市場のルールや規範づくりを行うとして消費者団体の役割は非常に大きく、双方向コミュニケーションを通じて橋渡ししていくことが大切であり、さらに、複数の団体が連



片山副理事長

携して大きな活動を起こしていければとのお話がありました。

シンポジウム終了後は飯田秀男副理事長による閉会挨拶が行われました。

## 2023年度双方向コミュニケーション研究会まとめ冊子のご案内

当団体は、消費者市民社会の実現のためには消費者と事業者の信頼関係の構築が不可欠であること、信頼関係を構築する手段として消費者と事業者との双方向のコミュニケーションが重要であること、以上の問題意識から、2010年に「双方向コミュニケーション研究会」を発足させ、活動を続けてきました。今年度につきましても研究会を開催しました。お忙しいところ、ご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。研究会のまとめが完成しましたので、ご案内いたします。2024年度も双方向コミュニケーション研究会を開催いたします。日程は後日ご案内致しますのでよろしくお願いいたします。

ご覧になりたい方はこちらのQRコードへからアクセスください。



## KC's ウェブサイトがリニューアルオープンしました！！

当団体は、2024年5月30日に、ウェブサイトのリニューアルを行いました。

今回のリニューアルでは、デザインやページ構成を見直すともに、スマートフォンやタブレットでの表示にも対応し、様々な方にとって、より見やすいサイトとなるように改善いたしました。

今後も多くの皆様にご活用いただけるよう、適時、有益な情報発信を行って参りますので、よろしくお願い申し上げます。

ケーシーズ 特定非営利活動法人  
**KC's** **消費者支援機構関西**  
(内閣総理大臣認定 適格消費者団体・特定適格消費者団体)

**KC's NEWS**

情報提供窓口  
**06-6945-0729**  
10時～17時（土日祝除く）

サイト内検索

裁判案件 差止請求 被害回復 提言活動 セミナー 注意喚起 お知らせ

**KC'sは消費者被害の  
未然防止・拡大防止・被害回復のための  
活動に取り組みます**

## 株式会社スターリーナイトカンパニーに対する、被害回復訴訟期日ならびに差止請求訴訟期日が開催されました。

当団体は、株式会社スターリーナイトカンパニーに対して、2021年12月に一方的に中止されたイベントについて、「特定適格消費者団体」としてチケット代金の返金を求める被害回復訴訟に取り組んでいます。

他方で、同社は現在もなおイベント中止の場合でも参加者（消費者）にはチケット代金の返金をしないという不当な内容のチケット規約の使用を継続していることから、当団体は、違法な規約類の差止請求を行う団体訴権を持つ「適格消費者団体」として、去る3月28日、同社に対し規約の一部使用停止を求める差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。

この差止検討訴訟の第1回期日が6月3日にオンラインにて開催されました。

また同時に進めている被害回復の共通義務確認訴訟の期日も第10回目が6月14日に行われました。



## 「クレベリン」の販売元大幸薬品株式会社に対するKC'sのお問合せ活動について

消費者庁は、2022年1月と4月、大幸薬品株式会社（以下、同社）が販売する「クレベリン」に対して、景品表示法に基づく措置命令を発出しました。しかし同社は上記表示広告により誤認して購入した消費者に対し、いかなる場合であっても返金しないとする対応であったことから、当団体は消費者裁判手続特例法による請求の要件を満たしうる事例であると考えられましたので、同社に対するお問合せ活動を開始することとしました。

第1回目の「お問合せ」では消費者契約法第4条に基づく契約の取り消し権について同社に問合せしました。しかし、それに対する「回答書」は表示が「一般消費者の方々に誤解されるおそれを生じさせたこと」を認めて謝罪があったものの、「商品代金の返金及び景品表示法第10条に基づく返金措置」は予定していないとも記載されていました。2回目の「お問合せ」では法的責任に関して問い合わせたものの、直接的な回答は得られませんでした。

このように当団体からの問合せに対して誠実な回答がありません。そのため、この間の同社と当団体とのやり取りの経過を公表するとともに、今後の対応についての検討を進めます。



## 株式会社ジェイコムウエストに対し、「再お問合せ」を送付しました。

当団体は株式会社ジェイコムウエストの間で、2008年11月からと2017年8月からの二度にわたって同社の勧誘の問題点について要請を行ってきました。その都度、同社は改善を表明してきましたが、点検と称して販売・勧誘目的を示さずに消費者宅を訪問し勧誘を行っている、契約内容を十分に把握できない高齢者に対し不必要なサービスの勧誘を行っているなど、勧誘行為について問題があるとの複数の情報提供が当団体に寄せられました。そのことを受け、当団体は同社に対し「お問合せ」を2024年1月29日に送付し、それに対して同社より、2月26日付けで「回答書」を受領しておりました。しかし、回答内容は当団体の質問全てに答えたものではなく、とりわけ高齢者との契約に関する回答が皆無だった点から、不十分であると評価し、6月4日付けで「再お問合せ」を送付しました。



## 株式会社ラドルチェに対する共通義務確認訴訟第5回期日が開かれました。

脱毛サービスを提供していたエステティックサロンを運営する株式会社ラドルチェに対する、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の第5回期日が、6月12日 14時30分より大阪地方裁判所で行われました。

次回期日は7月19日（金）10時30分となりました。

## 株式会社ラドルチェとの契約の際、クレジット契約を担った2社へ「お問合せ」を送付しました。

当団体はラドルチェとの契約の際、分割支払いのクレジット契約を担ったCBSフィナンシャルサービス株式会社、株式会社ジェーシーアンドジーに対し、7月2日付けで「お問合せ」を送付しました。

